

第6 特定小規模施設用自動火災報知設備

「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成20年総務省令第156号。以下この第6において「省令第156号」という。)第3条第1項で規定する特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準は、次によること。

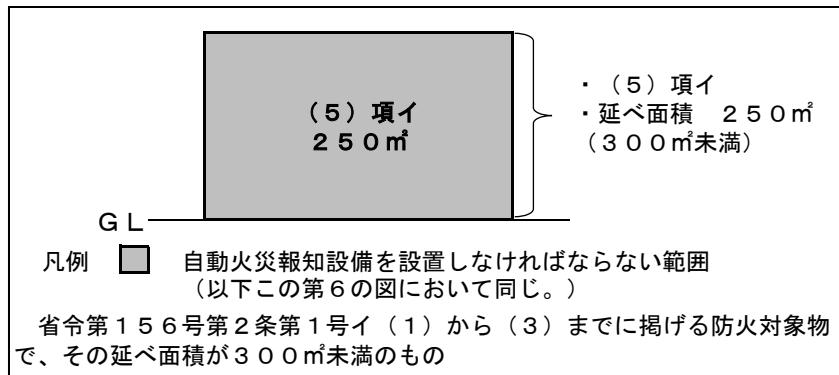
1 特定小規模施設

省令第156号第2条第1号に規定される特定小規模施設（以下この第6において「特定小規模施設」という。）の取扱いは、次によること。

- (1) 省令第156号第2条第1号イ（3）及び同号ロ（3）に規定される「利用者を入れさせ、又は宿泊させるもの」については、第1 自動火災報知設備1、（1）の規定を準用すること。
- (2) 特定小規模施設に該当する防火対象物の例は、次によること。

ア 省令第156号第2条第1号イに該当する特定小規模施設

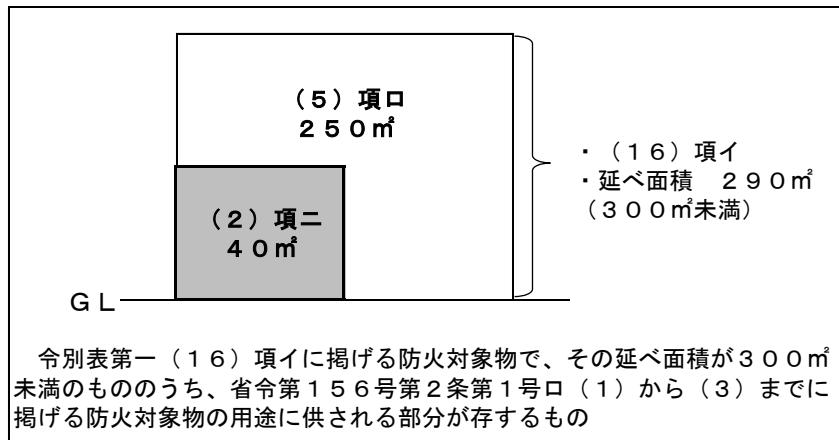
『省令第156号第2条第1号イに該当する特定小規模施設の例』



イ 省令第156号第2条第1号ロに該当する特定小規模施設

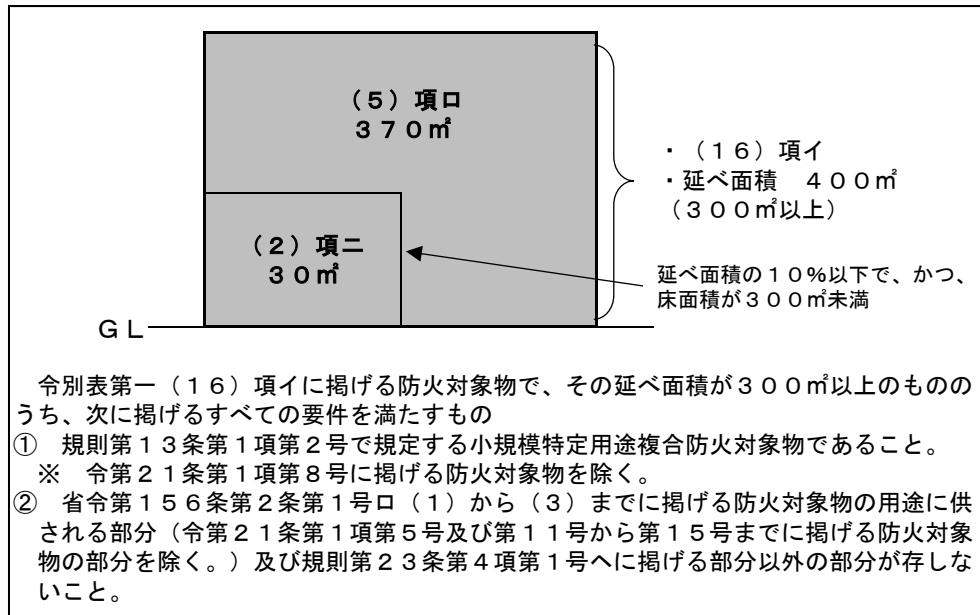
(ア) 延べ面積が300m²未満のもの

『省令第156号第2条第1号ロに該当する特定小規模施設（延べ面積が300m²未満）の例』



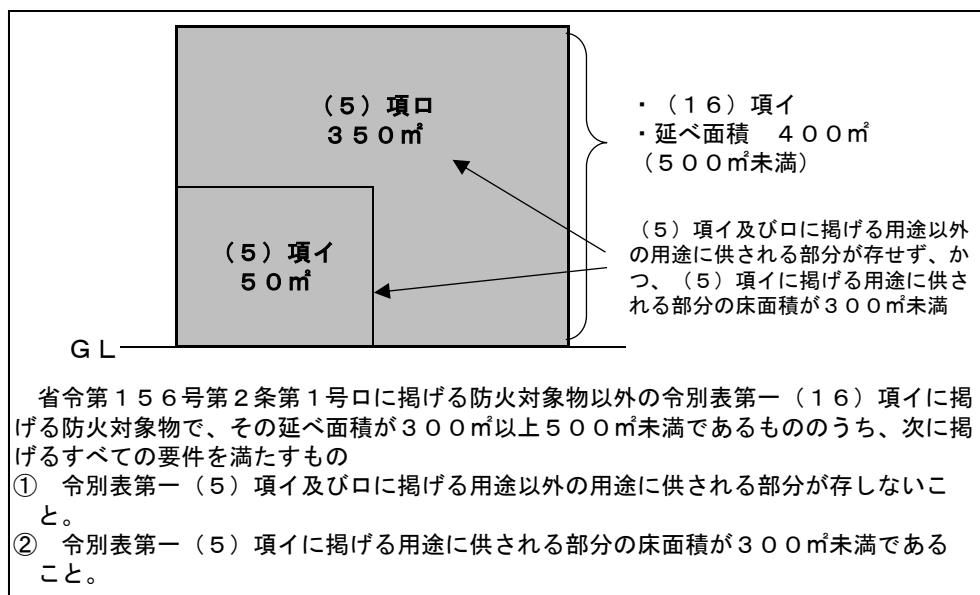
(イ) 延べ面積が 300m^2 以上のもの

《省令第156号第2条第1号に該当する特定小規模施設（延べ面積が 300m^2 以上）の例》



ウ 省令第156号第2条第1号ハに該当する特定小規模施設

《省令第156号第2条第1号ハに該当する特定小規模施設の例》



2 設置維持の基準

省令第156号第3条第2項及び「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成20年消防庁告示第25号。以下この第6において「告示第25号」という。）第2の規定によるほか、次によること。

(1) 警戒区域

ア 警戒区域の面積には、省令第156号第3条第2項第2号の規定により感知器

の設置が必要とされる部分以外の部分の床面積も含まれるものであること。 ☆

イ 警戒区域の面積は、床面積によることとし、天井裏の面積は算入しないこと。

☆

(2) 受信機

第1 自動火災報知設備2、(1)から(3)までの規定を準用すること。

(3) 感知器

ア 省令第156号第3条第2項第2号イに規定する「2m²以上の収納室」には、人の出入りの有無にかかわらず、感知器の設置を要するものであること。

イ 収納室が連続して設けられている場合は、不燃材料で区画されている場合を除き、各収納室の面積を合算するものとし、その合計面積が2m²以上となるときは感知器を設置すること。 ◇

ウ 省令第156号第3条第2項第2号ロに規定する「その他これらに類する室」には、電気室、ポンプ室が含まれるものであること。

エ 第1 自動火災報知設備3、(2)から(9)まで及び(12)の規定を準用すること。この場合において、令別表第一(6)項ロ又はハに掲げる用途に供される部分に存する台所は、第1 自動火災報知設備3、(2)表1備考中「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所」には場所には該当しないものとして取り扱うこと。

オ 壁面に定温式スポット型の感知器を設置する場合は、有效地に火災の発生を感知することができるよう公称作動温度が65度以下で特種のものを設置すること。

(4) 中継器

第1 自動火災報知設備6の規定を準用すること。

(5) 地区音響装置

第1 自動火災報知設備4、(1)から(5)まで、(10)及び(11)の規定を準用すること。(告示第25号第2第5号の規定により、受信機を設ける場合に限る。)

(6) 発信機

第1 自動火災報知設備5の規定を準用すること。(告示第25号第2第5号の規定により、受信機を設ける場合に限る。)

(7) 配線

ア 第1 自動火災報知設備7の規定を準用すること。

イ 告示第25号第2第3号に規定される配線の「感知器又は発信機からのはずれ、又は断線」を確認するための措置は、次のいずれかによること。

(ア) 配線を送り配線とし、回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設ける。

(イ) 配線が断線等した場合にその旨を表示する受信機を用いる。

(ウ) すべての感知器を連動型感知器とし、受信機を設けない場合は、連動型感知器内に断線等が生じたときに当該連動型感知器の電源灯が消灯する等の措置を講

じる。

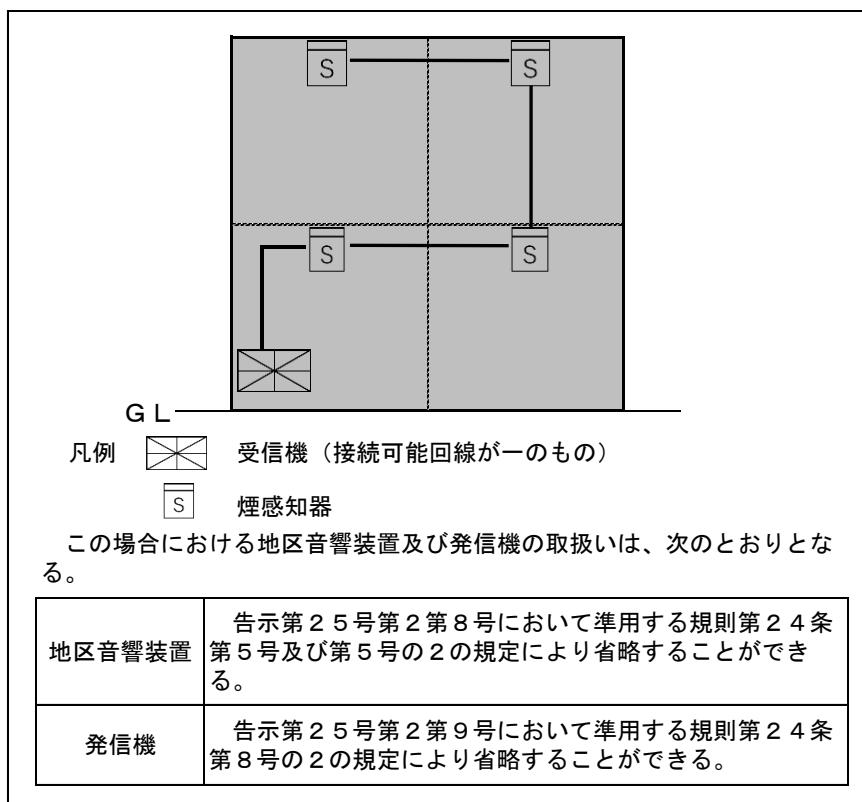
3 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

告示第25号第2第4号の規定によるほか、感知器、中継器、地区音響装置及び発信機（以下この第6において「感知器等」という。）並びに受信機ごとに、設置基準に従い設置した上で、無線式の感知器等及び受信機の間で確実に信号を発信又は受信することができる位置を選定して設置すること。

4 構成

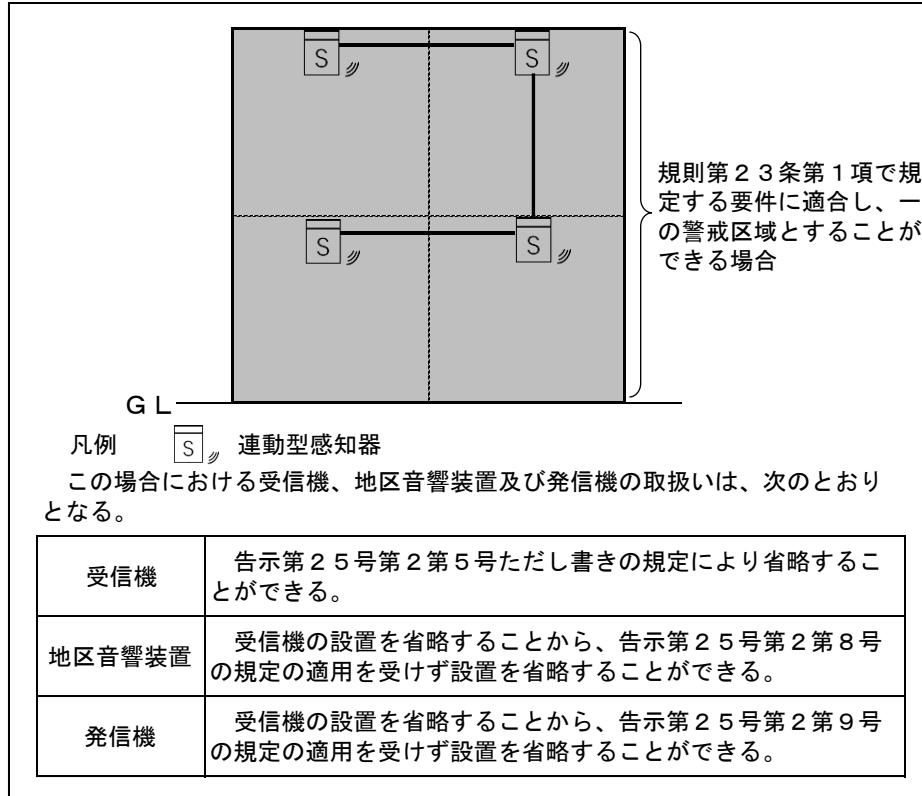
- (1) P型2級受信機若しくはG P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの又はP型3級受信機若しくはG P型3級受信機を用いる場合は、次の例によること。

«接続可能回線が一の受信機を用いる場合の構成例»



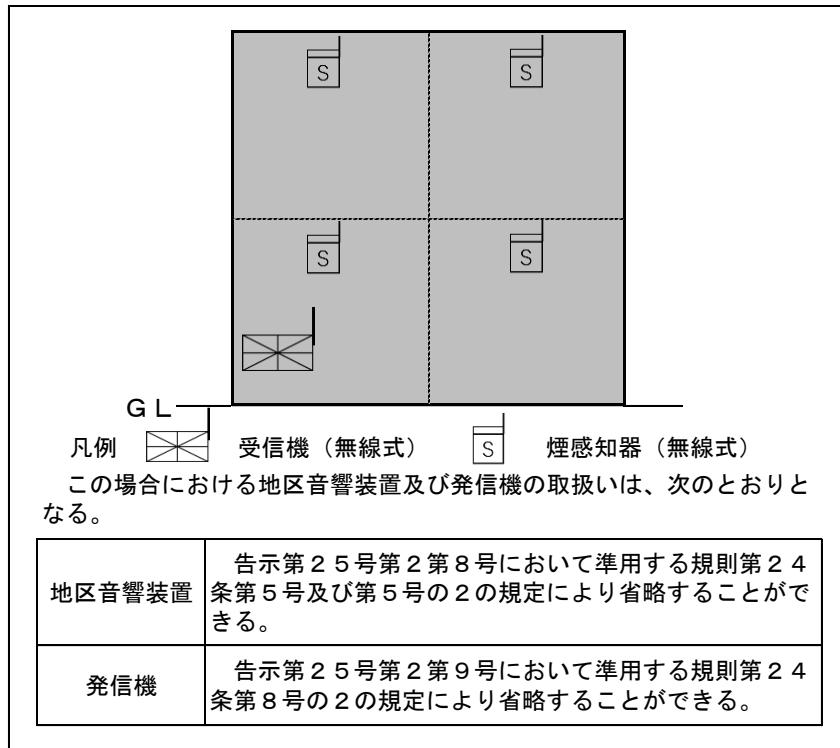
- (2) 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年自治省令第17号）第2条第19号の6で規定する連動型警報機能付感知器（以下この第6において「連動型感知器」という。）を用いる場合は、次の例によること。

«運動型感知器を用い、受信機の設置を省略する場合の構成例»



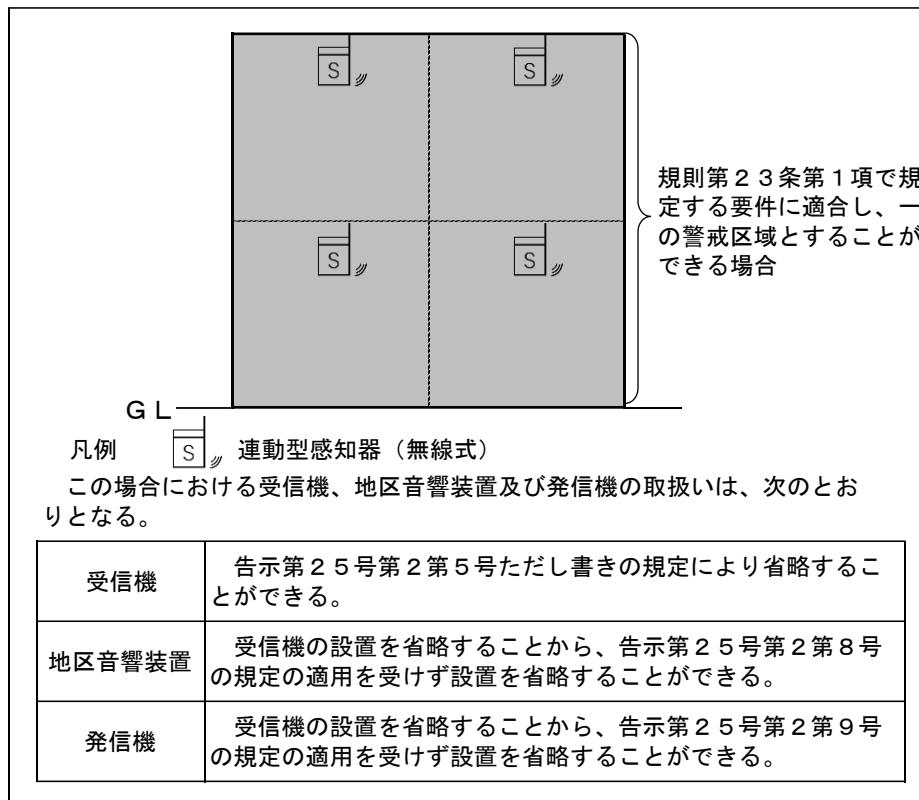
(3) 無線式の感知器及び受信機を用いる場合は、次の例によること。

«無線式の感知器及び受信機を用いる場合の構成例»



(4) 無線式の連動型感知器を用いる場合は、次の例によること。

《無線式の連動型感知器を用い、受信機の設置を省略する場合の構成例》



(5) 特定小規模施設に該当する小規模特定用途複合防火対象物に設ける特定小規模施設用自動火災報知設備の構成は、次の例によること。

《小規模特定用途複合防火対象物に設ける特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例》

